

第一次世界大戦期におけるドイツ国籍取得をめぐる

問題

伊東直美

1. はじめに

第一次世界大戦における犠牲者数の膨大さは過去に例を見ないものとなった。戦争はこれまでにない規模で人員と物資を動かし、経験したことのない暴力を生み出した。第一次世界大戦においてとりわけ特徴的であったのが、国家のみならず、個人にも戦争に対する責任があるという考え方だった。占領地においても、自国においても、敵国国籍の住民の財産を奪い、その身体を拘束することが当然視されたのである。敵国民の財産没収は、敵の抵抗を弱めると同時に、自国民の戦時の「犠牲」に報いるものと考えられた。19 世紀を通じてヨーロッパで発展した私有財産の不可侵という方針は「文明化の証」と考えられてきたにもかかわらず、戦争により、いとも容易に瓦解した。私有財産の没収はヨーロッパ諸国で培われた慣習を破壊し、国際私法、並びに 1899 年のハーグ陸戦条約に違反し、戦争とは関係のない敵国国籍の市民の生活に影響を及ぼした。この意味でも第一次世界大戦は分岐点となった¹。

1914 年の 9 月末にはイギリス、フランス、ドイツにおいて、時を同じくして敵国民の移動の自由が制限され、財産没収が始まった。戦争勃発後、人々は国籍が、自分の運命を左右することを否応なく知らされたのだった。大戦以前にも、国籍は国内に住む権利であり、国外から帰国する権利であり、男性にとっては投票の権利と兵役の義務を意味した。しかしながら開戦後は、居住地の国籍を持たないことが時として敵国民としての追放につながり、私有財産を没収され、収容され、強制労働をさせられることさえも意味した。ドイツにおける帰化許可者数の増加は開戦後、いかに人々が追放を免れ、生きていくために国籍取得のために奔走したかを物語っている²。

ドイツにおける国籍取得に関しては、排他的な血統主義が原則と考えられ、ドイツ第二帝政は「ツィゴイナー」や「オストユーデン」をドイツ「民族共同体」から排除し、共通の出自を重んずる「血統に刻印された共同体」と見なされた³。近年の帰化政策に関する実証的な研究から排他的な血統主義の原則が貫徹されたという考え方は修正されている。19世紀においてドイツの国籍は民族的・文化的属性に基づく血統主義によって形成されたわけではなく、兵役につくことでも帰化、すなわち国籍取得は可能であった⁴。ところが第一次大戦勃発後はこの「国防共同体なくして民族共同体なし」という原則が反転し、とりわけ軍の指導層のなかで「同じ国籍に依拠しない民族共同体という特殊な同質性をもつ国防共同体」が前提となった⁵。確かに大戦中に反セム主義は高まったが、それは実際の帰化政策にはどのように反映されたのだろうか。帰化申請の具体的な事例を扱ったネイサンズとトレヴィジオルの研究において、大戦中、国籍が緊急の課題となったことが明らかにされており、開戦後にユダヤ系移民に対する帰化が一部緩和されたものの、反セム主義的感情の広がりとは並行してその帰化が困難になっていく過程が分析されている。無論、この傾向を否定することはできないが、戦争の長期化とともに「民族」重視の考え方が帰化政策に反映されたと結論に至るのはやや拙速ではないだろうか。帰化申請者の動機は千差万別であり、申請が認められるか否かは行政の裁量によるところが大きかったと言われているが⁶、まさに第一次大戦時には、平時では起こらなかった事態に対して、この裁量こそが重要な決定を導き出したのだった。帰化に関しては、法定条件を備えている外国人に対して帰化を認める「請求権帰化」と法定条件を備えていても帰化の可否を行政機関に委ねる「裁量帰化」があり、現代社会においても後者の「裁量」が問題視されている⁷。本稿では行政による裁量に注目して、国籍取得のプロセスを明確化し、大戦期においてドイツ国籍を取得する際に何が決定的な要素であったかを分析する。その際、ロシア国境と接する東部4州を含む、ドイツにおける最大の邦国であったプロイセンに居住し、その中で最も多い帰化許可数を占めたロシア出身の移民に焦点を当てる。ここではプロイセン内務省が所蔵していた史料の中で、帰化申請に関する県知事、警察、プロイセン陸軍省とプロイセン内務省のやり取り、並びに申請者やその関係者の請願書を扱う。この中でとりわけ省庁間のやり取りが複数回行われ、先行研究において扱われてこなかった帰化申請に注目する。直ちに決定されな

かったもの、申請者が特に許可を願って請願したもののように、大戦中に現れた一般的な帰化の判断基準を揺さぶるような案件を分析する。これによって第一次世界大戦がドイツ「国民」であることの意味をどのように変えたのかを考察することが本稿の狙いである。

2. 大戦以前、ドイツにおける帰化政策

ドイツ帝国では、1870年に成立した国籍の取得と喪失に関する法が、1871年に統一的な国籍法となった。そこでは、国籍取得の原則が血統主義であることが記され、帰化に関する決定は帝国の監督下に置かれるとはいえ、依然として各邦の裁量で行われ、その時点での大きな変化は見られることはなかった。1890年代までにドイツは労働輸出国から輸入国へと転換し、東部4州がロシアと接するプロイセンは経済的理由からロシア、ポーランドからの季節労働者を確保したいが、内政的、民族的理由から彼らの移住は阻みたいという悩みを常に抱えていた。「外国人の氾濫」という言葉がさかんに使われるようになるなか、1890年代に国籍法の改正が提案された。法改正に向けて全ドイツ連盟、在外ドイツ人協会、植民協会といったナショナリスト団体がイニシアティブをとり、最終的には10年間の国外滞在によるドイツ国籍喪失という条項が廃止され、左派の主張する出生地主義の原則の導入は採択されなかった。そうはいつでも改正国籍法では国籍を保持し続けるためには兵役の遂行が条件とされたため、特別に国外に住むドイツ系住民に対して譲歩したというものにはならなかった。

帰化に関しては第8条で定められ、行為能力を有すること、素行が善良であること、住所を有すること、生計を営むことが出来ること等が条件とされた。しかしながらこれは最低条件に過ぎず、帰化の許可にあたっては当局がこの条項を法的に解釈し、判断した。申請者は地域の帰化を担当する当局へ出向き、口頭で申請を行った。それをもとに年齢、出生地、家族構成、宗教、兵役、職業、雇用主、収入、これまでの居住地に関する聞き取りが行われ、調書を官吏が作成した。そのため申請の際には婚姻証明書、出生証明書、居住地証明が必要となった。また、地域の警察が申請者の素行について聞き取りを行ったり、税金の納付状況について税務署に問い合わせしたりした。プロイセンでは郡長や市長が帰化を許可すべきか否か県知事に報告して決定することになっていた。

特別な事例の場合にはプロイセン内務省との協議を必要とした⁸。また、1913年の改正国籍法により、ある邦で認められた帰化を、他の邦が反対することが可能になった。

帰化政策は地域によっても異なっていた。バーデンやバイエルンでは19世紀初頭より国籍は、血統主義に基づいて取得されるものであると同時に、10年間居住することで取得できるものと考えられていた。一方で革命後のフランスの影響を受けた南ドイツの邦国と異なりプロイセンでは長期に居住していたとしても国籍を取得することはできなかった⁹。

帰化を申請して、許可されるのはどれほどの割合であったであろうか。帰化申請数に対する許可数は残念ながらほぼ公開されていない¹⁰。そこで代替案として出されるのが、国内に住む外国人の数に対して帰化を許可された人数の割合を示す帰化率(Einbürgerungsrate)である。帰化率は1880年の時点ではドイツは1.7%であった。2007年のドイツにおいて1.6%であることを考慮すると帝政期のドイツの帰化がとりわけ厳しいものであったとは言えない¹¹。

実際の帰化の基準はどのようなものだったのだろうか。まずは申請者の収入に関して言えば、帰化許可者の半数の年収は900マルク以下で税金を支払う必要なかったというデータが存在する。収入の少ない労働者や商人は帰化するのに望ましくないと考えられる場合もあったが、基準は地域ごとに異なり、収入が少ないことが必ずしも帰化を阻むということではなかった。その一方で、納税の遅れは国籍法の第8条を満たしていないとして却下の原因となった¹²。

帰化政策においては、受け入れるのにふさわしいとされるグループとそうでないグループが存在した。1904年にプロイセン内務省は帰化に関するガイドラインを作成したが、そこで最も排除すべきと見なされたのがユダヤ系移民であった。ユダヤ系と並んでポーランド系移民も排除の対象となった。2つのグループはまず第二世代になってから帰化されるべきだと考えられた。ユダヤ系、ポーランド系移民の帰化に関しては、帰化許可の決定権を持つプロイセン内務省との協議が必要であった。とりわけプロイセン外で生まれたユダヤ系移民の帰化は政治的、民族的、経済的理由から原則、認められないというのがプロイセン内務省の考えであった。たとえキリスト教に改宗したとしても、

帰化のための改宗であるとして申請は却下された。ユダヤ系移民の帰化を許可しないのは、宗教的な信仰が理由ではなく、彼らの血統と人種が理由なのだと考えられた¹³。

ポーランド系はユダヤ系と比較するとそれほど排除されたわけではなかった。外国で生まれたポーランド系移民は基本的には受け入れるべきではないとされつつも、政治的観点から疑わしくなく、ドイツ語の読み書きが出来るならば、もしくは、子供のいるプロイセン女性と結婚してその子供を養育する場合といったように、申請者の帰化が国家の利益になるならば許可される可能性が高かった。またいずれかの先祖がドイツ系であればより一層、同化可能とみなされた。これはポーランド系、チェコ系に当てはまり、ドイツ語を話し、ドイツ文化に親しんでいたとしても同化不可能と見なされたユダヤ系とは異なる扱いを受けたのだった¹⁴。

ユダヤ系、ポーランド系とは対照的に、受け入れを推奨されたグループはロシアから移住したドイツ系移民であった。1890年代以降、外国人季節労働者としてドイツに入ってきた彼らは、他の外国人労働者とは別に優遇されていたが、大戦以前にはロシア国籍から離脱できない、離脱を証明できないという理由で帰化が許可されないケースも生じていた。しかしながらロシア国籍のドイツ系の帰化数はユダヤ系やポーランド系のそれをはるかに超えていた¹⁵。

こうした受け入れの基準の存在をプロイセン内務省は公には隠していたが、ドイツ・ユダヤ人連盟をはじめとした世間の批判を受けた。1913年の国籍法改正に向けての邦国間の議論で、バイエルンが連邦評議会において統一的な帰化のガイドラインを作ることを提案した際に、プロイセンは帝国議会にてこの基準が公になることを恐れて反対した¹⁶。この公にされない基準に従って、ユダヤ系移民の帰化が許可される可能性は低かったが、裁量によって許可される余地はあった。800,000マルクの資産を持ち、慈善活動を行っていたユダヤ系移民は難なく帰化を許可された¹⁷。

さらに、受け入れられるべきか否かのカテゴリーを越えて重要視されたのが、兵士になるか否かの基準であった。ユダヤ系であったとしても、兵役を果たすことによって帰化が許可され、その家族の帰化までもが許可される可能性が高まった。逆に、ドイツ系とはいえ、兵役を逃れようとした者が許可されることはなかった。第一次大戦の勃発により、兵士になることは決定的な意味を持った。開戦時にドイツに住んでいたイタリア

移民の多くはドイツに留まることを望み、ドイツ軍に志願した¹⁸。イタリアからの召集令状に従わない場合は、脱走と見なされ、ドイツでイタリア人としてイタリアに追放されることになれば現地で死刑を宣告されることになるのであった。彼らにはイタリア軍かドイツ軍かを選ぶより他はなかった。

大戦によって国民への受け入れの基準は「民族」と「国防」の間で大きく振れていたといっても良い。次に、具体的な帰化の手続きから、ドイツ国籍を持たない申請者が大戦中にどのような困難に遭遇することになったのか、またどのような基準で彼らは受け入れられたのか、もしくは受け入れられなかったかを分析する。

3. 大戦中の帰化 —ユダヤ系の場合—

1914年10月にドイツ内に留まっていた約30万人のロシア領ポーランド出身の労働者の帰国が禁止された。ドイツ国内で敵国民として移動の自由を奪われ、収容され、労働を強要されるよりも志願して入隊し、帰化を望む者が増えたのは当然のことであった。ユダヤ系移民や社会民主党員に対してもチャンスが拡大したとはいうものの、開戦直後に帰化許可数が増加することに対してとりわけプロイセンは慎重な態度をとり、否定的であった¹⁹。

はじめに帰化許可の可能性が拡大したと言われるユダヤ系の申請者からみていこう。シュテティーン近郊生まれのヘルマン・ベルンシュタインは37歳、独身でタバコ屋を営み、年収は1,050-1,200マルク、徴兵検査に合格した。ベルリン市参事会は帰化に異議は唱えず、召集に携わる補充役委員会はベルンシュタインが志願兵として部隊に編入されるならば帰化を了承すると述べた。しかしながらベルリン警察局長は経済状態が良好とは言えず、条件付きの入隊を考慮して帰化を支持しないと、プロイセン内務省は申請を却下した²⁰。キエフ生まれのヴィクトル・アベルは23歳で、通信員として1,800マルクの年収と申請したが、納税の際には900-1,050マルクの申告をしており、財産はなかった。徴兵検査では歩兵隊以外ならばどの兵科も可であり、彼に対する否定的な情報はどこからも出されず、補充役委員会も入隊に反対しなかった。しかしながら彼はドイツに3歳から居住しているにもかかわらず、これまで帰化を申請せず、兵役を果たそうとはしなかった。警察の情報ではアベルは病気のように見受けられ、兵士として有用

には見えないとのことであった。経済状況も良好ではないため、ベルリン警察局長は帰化を支持しないとし、プロイセン内務省は申請を却下した²¹。ベルリン在住のロシア領ポーランド出身のユリウス・フリーデマンは39歳の仕立て職人で、家族は妻と12歳になる男の子であった。年収は1,650-1,700マルクで徴兵検査に合格し、軍隊に志願すると言っていたものの、実際には入隊に熱心に取り組まなかった。そこでベルリン警察局長はフリーデマンの帰化申請は祖国愛からではなく、生計を立てる仕事のためであり、実際に部隊に入隊し、有益な兵士であることを証明しないのならば帰化を許可しないと通知した。彼は1900年、1914年9月にも帰化を申請していたが、いずれも同じ理由で却下されていた²²。以上の申請者たちはいずれも徴兵検査に合格していたのだが、実際に入隊したという証拠がなければ帰化が認可されることはなかった。

徴兵検査に合格したとしても簡単に帰化が認可されないことを考慮すれば、検査に合格しなかった者の帰化許可はかなり困難であったことは容易に察せられる。41歳のヤコブ・カスリールはロシア領ポーランド出身で6歳の時に両親とともにポーゼンに移住し、ベルリンで商店員として働き、年収は6,000マルクであった。弟はすでに志願兵として帰化を許可されたが、兄は徴兵検査に合格しなかった。国内に居住していたにも関わらず兵役を果たさなかった理由として、彼は20年前に補充役に申し込んだものの外国人として却下されたことを挙げ、連隊に受け入れられなくても、国土防衛隊に入りたいと述べた。また、親から引き継ぐ形でユダヤ教を信仰してはいるが、感情も外見も完全にドイツ的であることを分かってほしいとプロイセン内務大臣に訴えた。6,000マルクの戦債を購入していたが、1910年の申請と同じく、今回も却下されたのであった²³。

ユダヤ系であっても実際に兵士となることでなんとか帰化が許可されたが、これに対しても異議を唱える声がすでに挙がっていた。1917年2月にプロイセン内務大臣は法的条件を満たし、兵士として使えるという2つの観点だけで帰化を認めると言うのは国家の利益に合わないと言った。申請者を注意深く、監視する期間が必要だということである²⁴。すでに1916年10月以降、反ユダヤ主義の高まりから、プロイセン陸軍省によって「ユダヤ人センサス」が発令され、「ユダヤ人が様々な口実を設けて兵役や前線勤務を忌避しているという苦情」に対して、軍各部署でユダヤ人の勤務状況の調査が行われていた²⁵。1918年4月にはプロイセン内務省はユダヤ移民が発疹チフスを蔓延させると

いう理由をつけて、彼らに対して東部国境を封鎖した²⁶。プロイセン陸軍省はさらに開戦時の約束を反故にする形で、ロシア国籍のユダヤ人がドイツ軍に志願し、例え兵士として死亡したとしても、その帰化申請を却下し、親兄弟の帰化も認めるべきではないと考えていた²⁷。

しかしながら必ずしもプロイセン陸軍省の考え方が貫徹されたわけではなかった。ヒルデスハイムに住む、食肉工場主のアルフレート・オルキンは 1916 年に二人の娘とともに帰化を申請した。1858 年生まれのロシア国籍で、30 年以上ヒルデスハイムに住んでいた。彼は 1891 年にも帰化申請を却下されていた。息子のゲオルグは医学博士で、1908 年に帰化しており、大戦が勃発すると軍医として働き、1914 年 12 月には鉄十字章を授与された。オルキンの妻はもともとドイツ国籍であった。オルキンはドイツへの愛国心を示すために 36,000 マルクの戦時国債を購入した。23 歳と 24 歳になる二人の娘のうち、一人はベルリンで速記タイピストとして働き、もう一人は学位取得に向けて勉強中であった²⁸。申請時、58 歳となっていたオルキンが帰化を許可される可能性はどのくらいあったのだろうか。1918 年 7 月になるまで許可されなかったことから、通常の場合であれば、帰化は難しかったと考えられる。しかしながら状況が変わった。息子のゲオルグが戦場で命を落としたのだった。オルキンは直ちにプロイセン内務大臣に息子の「犠牲」を報告し、未だ「敵性外国人」として扱われ意気消沈しているとして、帰化を切望した²⁹。何度も帰化を申請しては却下され、息子の死を悼む間もなく、その死によって帰化を訴える親の心情はいかばかりであったろうか。それほどまでにドイツ国籍が必要だったのは自身のためというよりは家族のためであり、移動の自由と娘の学位取得を一番に気にかけていたからだった。息子の戦死によって急遽、プロイセン内務省はオルキンの帰化申請を容認し、二人の娘の帰化も許可されることとなった³⁰。この文書に署名したプロイセン内務省局長であったヤロツキー(Jaroslav von Jarotzky)はその中で、オルキンの息子の戦死はとりわけ強調されるべきものであるとしている。ユダヤ系移民に対する差別と偏見が広まるなかでも、戦死という国家への奉仕と犠牲という公的有益性は依然として評価されたのであった。

戦時中、移動の自由を制限された者の苦悩が窺われる申請もあった。1867 年、カウナスに生まれたオスカー・ギルデは 12 歳でドイツに移住し、ダンツィヒで学校を卒業し

た。シュテティーンでポーランド、ルーマニア、ロシア、ガリツィアにニシンを輸出する仲買業を 26 年間、営んでいた。戦争勃発後、彼はロシア国籍保持者として移動の自由が禁じられた。また、戦時の価格統制と国家による「食料独裁」が進み、通商関係を独占する半ば国家組織である中央購買有限会社を通じてのみニシンが輸入されるようになる。仲買業者は商品を検分し、決められた場所に物資を運ぶことしか許されなくなり、利益を出すことが困難になった。戦争の勃発により突然困窮してしまったギルデに対し、中央購買有限会社社長が親切にも他の仲買業者から反対がなければ、彼を雇用することを申し出たが、案の定、外国人であることを理由に反対されてしまった。ギルデはすでに何度も帰化申請を提出していたが、その決定は先送りになっていた。ギルデの弟はすでにミュンヘンで帰化し、戦時中軍医として働いており、兄のために尽力したが、その望みは叶わなかった。魚肉供給部門のライヒ弁務官であったフォン・フリュゲ(Wilhelm von Flügge)が大戦の終結とともにニシンの輸入と国内供給のための組織化を行った際にも、外国人であることを理由にギルデの参加は認められなかった。ギルデ夫妻は開戦当初よりシュテティーンの軍の郵便物検閲所から頼まれてロシア語の翻訳を行い、昼夜を問わず働いたが一銭も支払われなかった。戦争終結後、ユダヤ教徒ドイツ国民中央協会は「無責任なやり方で外国籍ユダヤ人に対してなされた普通でない不当な行いに関する報告」としてギルデの窮状をドイツ国民議会のユダヤ系議員のダヴィッドゾーン(Georg Davidsohn, SPD)に訴え、時代遅れになって久しい古いプロイセンのシステムに終止符を打つべきであるとした³¹。こうしてようやくギルデは帰化許可に問題はないとして帰化リストに掲載されることが決まった³²。ヴァイマル期の「リベラルな」プロイセンが帰化の際に「ドイツ民族であること(Deutschstämmigkeit)」を「文化的にドイツ人(Kulturdeutscher)」であることに置き換えようとしていたことを考慮すれば³³、ギルデの帰化許可は自明のことであった。大戦中の不遇な時代を乗り越え、自由を享受したものの、その後、オスカー・ギルデはルブリン行政区へ強制移送され 1940 年 2 月に死亡し、弟のサミュエル・ギルデも 1944 年 6 月にテレージエンシュタットで死亡した³⁴。

移動の自由とならんで、第一次大戦以前、そしてとりわけ戦時中の帰化政策において緊急の問題になったことの一つに女性の国籍が挙げられる。それはドイツのみの問題で

はなかった。ヨーロッパでもアメリカ合衆国でも、女性は婚姻により夫の国籍を持つこととなっていた。たとえ女性がドイツに生まれ育ち、ドイツ以外の土地に足を踏み入れたことがなくとも、婚姻によって自身も子供も外国人となった。ドイツでは女性解放運動の代表的組織であるドイツ婦人団体連合が、外国人と結婚した女性が自身の国籍を保持できるよう政府と帝国議会に働きかけていた。しかしながら女性の独立した国籍保持を支持したのは社会民主党（SPD）のみで、中央党も保守党もキリスト教国家の基本としての家族の統一性を盾に譲らず、計画は頓挫した³⁵。

1916年の申請時に19歳であったラケル・ラベンスキーは4歳からドイツに住み、ドイツの学校に通い、完全にドイツ人として教育された。父親はロシア国籍であり、両親は離婚していた。母親は、結婚前はバイエルン国籍であり、1914年11月に再び帰化を申請したが認められなかった。しかしながらラベンスキーの今回の帰化申請には正当な理由が存在した。彼女は教員採用試験を受けており、教職につこうとしていたのだった³⁶。プロイセンでは外国人、さらにはプロイセン外の者が教員になることは望ましいと考えられていなかった³⁷。しかしながら大戦中は男性教員が召集され、欠員が出た。女性教員は結婚とともに退職することが通例だったが、配偶者の戦死により、復職を願う元女性教員が多くのゲマインデで歓迎された³⁸。ヴィースバーデン県知事はマインツにおいて同じような事例が認められており、正当な理由が認められるとし、プロイセン内務大臣に申し入れ、ラベンスキーの帰化は許可された³⁹。若い女性教員が戦争により欠員の出た職に就くという、公的な有益性が評価された結果であった。

例え公的な有益性という条件を満たしていたとしても、ユダヤ系移民は改宗した者も含めて申請の際に偏見にさらされた。なかでも大戦中に顕著になったのはスパイ容疑であった。

アレクサンダー・テーテルマンは1877年、オデッサ生まれで、大戦勃発直後にプロテスタントに改宗した。ベルリン警察局長は匿名の告発によりテーテルマンにスパイ容疑がかかっていることを報告した。それによるとテーテルマンは長期にわたってドイツに居住しているにもかかわらず、外国ユダヤ人の特性を保持しており、卓越したポロ選手としての能力と社交的な付き合いを抜け目なく利用して、自らの出身と教養度合に見合わない宮廷や金融界に物怖じすることなく入りこんでいる。自身の利益のためにドイ

ツ帝国の不利益になることを働いているとのことであった。この妬みに満ちた告発文に対してプロイセン内務省側は報告書に疑問符を書き込んでおり、当初、このスパイ容疑を無用のものと判断した。そのうえで彼が入隊を志願し、軍に受け入れられるのならば、帰化を認める旨をベルリン警察局長に送った⁴⁰。その後、テーテルマンは志願兵として受け入れられ、1914年11月の時点でブランデンブルクのデベリッツ捕虜収容所で5週間、通訳として働いていた。テーテルマンの帰化に関して、ドレスデナー・バンクの支配人でユダヤ系のヘルベルト・グートマンは、テーテルマンを「第一級市民」として推薦状をプロイセン内務大臣に宛てて書いていた⁴¹。このまま帰化が許可されるかと思われたが、1915年1月に新たな情報が今度は匿名でなく警察少佐クボンから提供された。それによれば、テーテルマンはロシアの騎兵隊予備役将校であったと自慢していたが、実際には、オデッサの歩兵連隊に1年間、志願兵として入隊したに過ぎなかった。噂では詐欺師であり、財産はなく、借金を重ねて生活し、最上級のレストランに出入りしているものの、これは彼のパトロンが支払っているということであった。彼を良く知る人は、このような輩がデベリッツ捕虜収容所でロシア語の通訳という重要な地位を得て、プロイセン将校の制服とほぼ同様のものの着用が許されていることを知って仰天しており、テーテルマンがその地位、将校たちとの関係を利用して、スパイ活動をしているという疑いを否定することはできないということであった⁴²。この報告を受けて、ベルリン警察局長はテーテルマンの帰化申請を却下することを決め、これによりプロイセン陸軍省は彼を除隊させたのだ⁴³。

テーテルマンのうわついたように見える生活態度がそのままスパイに結びつくのはいささか唐突に見受けられる。しかし、一度目のスパイ容疑は匿名の告発であったため真剣に受け止められなかったが、二度目はより詳細で具体的な内容に踏み込んでおり、とりわけ警察少佐という地位にある人物による報告であったため、取り上げられたという点は興味深い。テーテルマンが開戦後、直ちに改宗したこと、ロシア語とドイツ語が堪能であったこと、そして将校のような制服を着用したことがスパイと結びつけられたと考えられる。制服といえば1906年の陸軍大尉の制服を着用して詐欺を働いた「ケペニックの大尉」を想起するが、この事件後、軍人の制服の不正着用と詐欺がセットになって考えられたとしても不思議ではない。

4. 大戦中の帰化 ―非ユダヤ系の場合―

ユダヤ系移民の帰化の制限とは対照的に扱われたのが、ドイツ出自のロシア国籍保持者、すなわちドイツ系帰国移住者であった。彼らはロシア国籍であっても、申請書の「民族」欄に「ドイツ系帰国移住者」と記入することで敵国民の帰化とは区別された。大戦勃発前にドイツ国内に居住していたドイツ系帰国移住者の帰化を促進することが支持され、不十分な書類についても問わず、例え入隊しなくとも、「ドイツ系帰国移住者のための扶助協会」が帰化申請に責任を持つ場合には許可された⁴⁴。さらに敵国兵士であったドイツ系ロシア人捕虜を帰化する試みまで行われたのであった⁴⁵。このような「民族」重視の背景には戦争以前のようにロシア国籍のポーランド系季節労働者を確保できないという事実があった。確かにドイツ系帰国移住者は帰化政策において優遇されていたものの、帰化の申請において徴兵検査に合格し、申請者が軍に志願する意志があることがほかの申請者と等しく確認されていた⁴⁶。また、入隊を問わないとしていたにもかかわらず、経済的に困窮していたあるドイツ系帰国移住者に対しては、まずは入隊させ、数か月間の勤務期間において有用な兵士であることが証明され、その帰化が国家の利益に見合うならば帰化を許可するとした⁴⁷。

ドイツ系帰国移住者は帰化が認められるまでは依然としてロシア人であり、敵国民として扱われていた。扶助協会はこれらドイツ系帰国移住者に対して、移動の自由が認められる身分証「保護旅券」の発行を各省庁に働きかけた⁴⁸。これに対しては各軍管区副司令官から懸念の声が上がった。スパイ活動の危険に対する防衛として外国人すべての監視が行われている最中に、帰国移住者が移動できることになれば監視が困難になること、優遇措置により他のロシア人労働者が動揺して労働者の中で分裂が起きるかもしれないこと、移動の自由が認められたことにより彼らが農業労働をやめて、より高賃金の仕事へ移動することで農業労働者が足りなくなり、国民への食料供給の不足が懸念されることを第9軍管区副司令官（司令部所在地アルトナ）は主張した⁴⁹。第17軍管区副司令官（司令部所在地ダンツィヒ）は保護旅券の悪用の危険性、この旅券に有効期限がないことからドイツ国籍を申請しなくても良い状況が生み出される点を懸念した⁵⁰。とりわけはっきりと否定的な意見を述べたのはプロイセン参謀本部の諜報部であった。これら

の人々はロシア国籍保持者と書かれるべきで、「ドイツ系帰国移住者」という用語を用いるべきではないとした⁵¹。扶助協会による身分保証によって彼らに移動の自由が認められるのは 1917 年半ばになってからであった⁵²。

確かにドイツ系帰国移住者のカテゴリーは広範囲にわたり、一括りにすることは困難であった。扶助協会が当初想定していたような、プロイセン東部 4 州で農業労働者、林業労働者、入植者として働くロシアからの移民のほかに、すでに長年ドイツに居住し、自身を外国人とは考えてこなかった人々も存在するからである。

ロシアのトロイツクに生まれたアドルフ・ラネは申請時 34 歳、プロテスタントで、1914 年 1 月に帰化を申請した。彼はベルリンのフリードリヒ・ヴィルヘルム大学（フンボルト大学）付属のオリエンタル言語研究所で講師をしていた。彼は 8 歳の時にロシア国籍のエミール・ラネの養子となった。申し立てによれば、血縁上の父親はプロイセン臣民であった。従って、彼はプロイセン国籍であったが、ロシアで暮らしていたためにそれを失った。血縁上の父親のドイツ国籍を証明できなかったため、当局は彼を単にロシア臣民と見なしていた。ここで疑われた点は、彼がロシアで教員に任用される際、あえてロシア国籍を取得していたのではないかということであった。ベルリン警察局長はラネの国籍について疑問は残るが、ロシアで兵役を果たしており、人柄からもドイツの人口増加に望ましいとしてプロイセン内務大臣に報告し帰化が認められた⁵³。ラネはベルリンで勉学に励み、そこで全ドイツ連盟をはじめとするナショナリストたちのサークルに出入りしていた。1906 年より教師としてドイツ人入植者が多く居住するサラトフに赴き、同じ「民族」の同盟の必要性を説き、サラトフ・ドイツ人協会を設立した⁵⁴。このような彼のドイツ・ナショナリストとしての功績は申請書には表れてはおらず、帰化の際に作用したかどうかは不明である。しかしながら戦時中であってもラネがドイツ軍に入隊するかどうかは全く問題にならず、人柄が良いこと、血統としてドイツ人であることで帰化は認められたのであった。大学の教員であることも彼の人柄を保証したと考えられる。

この判断に対して、対照的なのが、オットー・アルフォンス・ミルシュの例である。ミルシュは 1897 年ワルシャワ生まれで、民族的にはドイツ人であり、両親ともにプロテスタント、父親はザクセン出身で、母親はロシア領ポーランド出身であった。1901 年

までウッチに暮らし、その後、ベルリンに居住していた。ミルシュは入隊を考えたが、そこで初めて自身が非嫡出子であり、ロシア国籍であることを知った。ミルシュの母親は父親とは19年間、父親の法的な妻が離婚に同意しないため、内縁関係にあった⁵⁵。この事実は彼をひどくがっかりさせたが、ともかく1916年7月に彼は補充大隊(Ersatz-Bataillon Grenadier Regiment Nr.10 Schweidnitz)に入隊した。ところが1916年12月にミルシュを糾弾する報告がベルリンの刑事警察より提出された⁵⁶。そこでは1915年12月にミルシュが3人の同年代の仲間と一夜を明かしたと、彼に同性愛の素質があると証言した者がいること、仲間を含め全員が同性愛者の集まる酒場の常連であったことが明らかにされた。この報告書の注目に値すべき点は、いつ、どこで、誰とどのような交流があったのか、詳しい時刻まで書き留められている点である。彼をよく知る人物が彼を一定期間、監視していなければ知り得ないことが記録されていた。情報は仲間の音楽家青年についてのパトロン、彼の音楽のための授業料を誰が支払っているかについてまで及んだ。最後にミルシュは学校に通っておらず、自由な時間を専ら同性愛の仲間と過ごしていると報告された。ミルシュは聴取において、同性愛者たちと交流があったものの、自身がそうであることは否認していた。それにもかかわらず、ミルシュは入隊を取り消され、監獄に送ることが決められた。プロイセン陸軍省は彼の「不道徳な素行」を鑑みて、ただ監獄に収容することを望ましいとせず、彼を「強制的に労働させる」かどうかの判断を警察当局に任せるとした⁵⁷。しかしながらその後、彼が軍で「道徳的」であり、鉄十字章を授与されたことが明らかになり、逆に帰化手続きにおける評価は肯定的なものへと変化した⁵⁸。

19世紀の終わりにはヨーロッパにおいて「男色」に対する処罰は厳罰から軽犯罪扱いへと移行したものの、ドイツでは刑法175条で罰せられることになっており、度々この条項撤廃を要求する請願書が帝国議会に提出された。19世紀末において、「同性愛者」の出現、参政権をはじめとする女性の権利獲得運動、社会主義運動が高まるにつれ、社会が望む自己像を反映させたステレオタイプの近代の男性性の理想は脅かされる立場にあった。男性性の理想、つまり近代社会そのものは自らをそれに対峙させて定義するようなイメージ、対抗的タイプを必要とした。それが社会によって周縁化された人々、ユダヤ人であり、女らしい男としての「同性愛者」であった⁵⁹。それゆえ彼らを罰する

ことは、自らの男性性を守ることを意味した。彼らを見つけ出す際には、噂や密告が重要な役割を果たした。先に挙げたユダヤ系のテールマンの場合にも、最終的には身辺調査、ユダヤ人であることの偏見が帰化の際に決定的な影響を及ぼした。ミルシュの場合もそこに非嫡出子であること、同性愛者に対する偏見が加わり、男性性を脅かす「同性愛者」としてアウトサイダーの烙印を押されたのだが、軍功を上げることでそれを跳ね返すことが可能となったのであった。

5. 結び

戦時中、とりわけ軍内部において反セム主義が高まったが、これがそのまま帰化政策に反映されると直線的に解釈することはできない。確かにユダヤ系移民の帰化は実際に入隊を確認するまで許可されず、そのハードルは高かったが、これはドイツ系帰国移住者に対しても適用されるものであった。実際の帰化申請は、ユダヤ系を排除し、ドイツ系を受け入れるという単純な手続きとはならなかったのであった。ガイドラインは存在するものの、戦時下の状況において、帰化が公的に有益である、正当な理由があると当局が判断すればユダヤ系であったとしても受け入れられた。逆に「民族」が重視されるとはいえ、ドイツ系であったとしても、兵員不足に苦しむドイツで兵士として国家に貢献することが見込まれようとも、噂や偏見によって一たび近代社会に対する対抗的タイプと見なされれば周縁化された。しかしながらこのレットテルを軍隊において「男らしさ」を発揮することで覆すことが出来る余地が存在していた。

噂や偏見に関して言えば、ナチ期においてドイツには民衆と警察の間の接触を認め、促しさえする市民の伝統があったとジェラテリーが述べている。国家に不信感を抱く近代イタリアとも、フランス、イギリスとも異なり、警察に密告することが「正しい」動機をとまなうと想定されたのだった⁶⁰。第一次大戦中の帰化の手続きにおいても、外国人スパイに対する警戒が高まる中、警察に積極的に接触して情報を提供し、時には匿名の告発という形で市民が警察に協力するという体制が徐々に構築されつつあったのだった。

¹ Daniela L. Caglioti, "Property Rights in Time of War: Sequestration and Liquidation of Enemy Aliens' Assets in Western Europe during the First World War", *Journal of Modern European History*, vol.12, S.523-545, 2014.

² プロイセンでは 1914 年に 5,695 人であった帰化許可者数は 1915 年には 8,437 人、1916 年には 8,403 人となった。Eli Nathans, *The Politics of Citizenship in Germany. Ethnicity, Utility and Nationalism*, Oxford/New York 2004, S.142. Oliver Trevisiol, *Die Einbürgerungspraxis im Deutschen Reich 1871-1945*, Göttingen 2006, S.87.

³ Rogers Brubaker, *Citizenship and Nationhood in France and Germany*, Cambridge 1992. Wolfgang Wippermann, "Das Blutrecht der Blutsnation. Zur Ideologie und Politikgeschichte des *ius sanguinis* in Deutschland", in : Joachen Baumann, Andreas Dietl, Wolfgang Wippermann, *Blut oder Boden. Doppel-Pass Staatsbürgerschaft und Nationsverständnis*, Berlin 1999, S.19-25. 「ツイゴイナー」、あるいは「ジブシー」はシンティ・ロマ族に対してつけられた総称、別称であり、彼らはエスニックグループであると同時に定住しないナショナル・マイノリティとして、政治的にも社会的にも迫害された。「オストユードン」は 20 世紀に入ってから使われ始めた用語であり、「西」すなわちドイツへと移住したユダヤ人に対し、侮蔑的に用いられた。Cf. Richard S. Levy (eds.), *Antisemitism: A Historical Encyclopedia of Prejudice and Persecution*, ABC-Clio 2005, S.522.

⁴ Andreas Fahrmeir, "Nineteenth-Century German Citizenships : A Reconsideration," *The Historical Journal*, Jg. 40, 1997, S.721-52.

⁵ Dieter Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen. Die Nationalisierung der Staatsangehörigkeit vom Deutschen Bund bis zur Bundesrepublik Deutschland*, Göttingen 2001, S.319.

⁶ Trevisiol, a.a.O., S.113.

⁷ 前者にアメリカ合衆国、後者にイギリスが例として挙げられ、日本は後者の立場を採用している。ドイツは両方を採用している。高佐智美「国籍取得の『権利』性と国家の『裁量』論」、『独協法学』、第 63 号、2004 年、107-129 頁。

⁸ Trevisiol, a.a.O., S.97-103.

⁹ Ebenda, S.28-32.

¹⁰ Ebenda, S.114.

¹¹ Ebenda, S.91,92. David Reichel, *Staatsbürgerschaft und Integration. Die Bedeutung der Einbürgerung für MigrantInnen*, Wiesbaden 2011, S.79.

¹² Trevisiol, a.a.O., S.113-135.

¹³ Nathans, s.s.O., S.148.

¹⁴ Ebenda, S.150.

¹⁵ 拙稿「『国民』を規定するーヴィルヘルム期『ドイツ系帰国移住者のための扶助協会』の活動ー」、『現代史研究』第 54 号、2008 年、1-17 頁。拙稿「ドイツ系ロシア人捕虜の帰化ー第一次大戦と『ドイツ系』であることの意味ー」、『ヨーロッパ研究』第 13 号、2014 年、29-40 頁。1910 年から 1920 年に、扶助協会の仲介により 17,206 人が帰化した。1905 年から 1909 年に、ユダヤ系の帰化は 409 人であり、ポーランド系は 215 人であったが、ユダヤ系住民の申請者はポーランド系住民のそれをはるかに上回っていた。

¹⁶ Gosewinkel, a.a.O., S.318. Nathans, a.a.O., S.141.

¹⁷ Nathans, a.a.O., S.163.

¹⁸ Trevisiol, a.a.O., S.105, 106.

¹⁹ Nathans, a.a.O., S.186.

²⁰ Polizeipräsident Berlin an Preußischen Minister des Innern, 21.4.1915, Geheimes Staatsarchiv, Preußischer Kulturbesitz I, Berlin-Dahlem, Hauptabteilung (GStA PK I. HA), Rep.77, Tit.226 B, Nr.1 B, Bd.2.

²¹ Polizeipräsident Berlin an Preußischen Minister des Innern, 21.4.1915, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226 B, Nr.1 A, Bd.1. アベルはその後、ヴァイマル期に映画の脚本、監督を多く手掛けた。
http://www.filmportal.de/person/victor-abel_bb711264038e488096c1acc120ecbea1 (最終閲覧日: 2018年1月9日)

²² Polizeipräsident Berlin an Preußischen Minister des Innern, 11.2.1915, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226 B, Nr.1 F, Bd.1.

²³ Polizeipräsident Berlin an Preußischen Minister des Innern, 3.2.1915, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226 B, Nr.1 K, Bd.3.

²⁴ Preußischer Minister des Innern an Regierungspräsident in Düsseldorf, 28.2.1917, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226 B, Nr.1 R, Bd.2.

²⁵ 長田浩彰『われらユダヤ系ドイツ人 —マイノリティから見たドイツ現代史 1893-1951—』広島大学出版会、2011年、155頁。

²⁶ 参照、拙稿「第一次世界大戦、ドイツ東部国境地帯における『帰国移住者』収容と衛生問題」、『専修史学』第60号、2016年、78頁。

²⁷ Egmont Zechlin, *Die deutsche Politik und die Juden im Ersten Weltkrieg*, Göttingen 1969, S.277.

²⁸ Alfred Orkin an Preußischen Minister des Innern, 28.10.1916, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226 B, Nr.1 “O“, Bd.1.

²⁹ Alfred Orkin an Preußischen Minister des Innern, 16.6.1918, Ebenda.

³⁰ Preußischer Minister des Innern an Regierungspräsident in Hildesheim, 23.6.1918, Ebenda. オルキンはその後ベルリンに住み、妻の死後、イスラエルへ逃れ、1938/39年に死亡した。Helmut von Jan, *Die Katastrophe der Hildesheimer Juden 1938-1988. Zum Gedächtnis der 50jährigen Wiederkehr*, in: *Alt-Hildesheim, Jahrbuch für Stadt und Stift Hildesheim*, Band 59, Hildesheim 1988, S.100.

³¹ Central-Verein deutscher Staatsbürger jüdischen Glaubens und Redaktion der Zeitschrift „Im deutschen Reich“ an Georg Davidsohn, 11.6.1919, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226 B, Nr.1 G, Bd.3.

³² Preußischer Minister des Innern an Regierungspräsident Stettin, 19.8.1919, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226 B, Nr.1 G, Bd.3.

³³ Vgl. Annemarie H. Sammartino, *The Impossible Border, Germany and the East, 1914-1922*, New York 2010, S.169.

³⁴ アメリカ・ホロコースト博物館のデータベースより。<https://www.ushmm.org/remember> (最終閲覧日: 2018年1月9日)

³⁵ Nathans, a.a.O., S. 181-184.

³⁶ Regierungspräsident Wiesbaden an Preußischen Minister des Innern, 12.7.1916, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226 B, Nr.1 L, Bd.2.

³⁷ Mrienne Krüger-Potratz, „Vielfalt im Lehrerzimmer. Aktuelle bildungspolitische Entwicklungen unter der Frage von Kontinuitäten und Diskontinuitäten“, in : Karin Bräu, Viola B. Georgi, Yasemin Karakaşoğlu, Carolin Rotter (Hrsg.), *Lehrerinnen und Lehrer mit Migrationshintergrund. Zur Relevanz eines Merkmals in Theorie, Empirie und Praxis*, Münster 2013, S.26.

³⁸ Claudia Huerkamp, *Bildungsbürgerinnen: Frauen im Studien und in akademischen Berufen, 1900-1945*, Göttingen 1996, S.215-216. 男性教員の欠員という理由が第一であったが、歓迎のもう一つの理由は男性教員よりも低い給料にあった。

³⁹ Preußischer Minister des Innern an Regierungspräsident Wiesbaden, 11.8.1916, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226 B, Nr.1 L, Bd.2.

⁴⁰ Preußischer Minister des Innern an Polizeipräsident Berlin, 30.10.1914, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226b, Nr.1T, Bd.1.

⁴¹ Direktor der Dresdner Bank Herbert M Gutmann an Preußischen Minister des Innern von Loebell, 13.11.1914, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226b, Nr.1T, Bd.1.

⁴² Bericht des Polizeimajor Kubon in Berlin, 26.1.1915, Ebenda.

⁴³ Polizeipräsident Berlin an Preußischen Kriegsminister, 6.3.1915, Ebenda. Preußisches Kriegsministerium an Preußischen Minister des Innern, 11.5.1915, Ebenda.

⁴⁴ Preußischer Minister des Innern an Regierungspräsident Düsseldorf, 28.2.1917, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226 B, Nr.1 R, Bd.2.

⁴⁵ 拙稿「ドイツ系ロシア人捕虜の帰化」、29-40 頁。

⁴⁶ Polizeipräsident Potsdam an Preußischen Minister des Innern, 24.8.1916, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226b, Nr.1 A, Bd.1

⁴⁷ Polizeipräsident Berlin an Preußischen Minister des Innern, 16.3.1917, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226b, Nr.1T, Bd.1.

⁴⁸ Preußisches Kriegsministerium an sämtliche Königliche stellvertretende Generalkommandos (XXI für XVI.A.K) 21.6.1916, GStA PK I. HA, Rep.87, B Nr.9561.

⁴⁹ Stellvertretendes Generalkommando IX. Armeekorps an Preußisches Kriegsministerium, 1.7.1916, GStA PK I. HA, Rep.87, B Nr.9561. 開戦と同時に軍は執行権を委ねられ、治安の責任を負い、行政組織への命令権を与えられる。従来の行政区域に代わって軍管区が新たな行政区域となり、個々の軍管区副司令官が権限を行使した。参照、木村靖二『兵士の革命：1918年ドイツ』東京大学出版会、1988年、27-28頁。

⁵⁰ Stellvertretendes Generalkommando XVII. Armeekorps an Preußisches Kriegsministerium, 5.7.1916, GStA PK I. HA, Rep.87, B Nr.9561.

⁵¹ Stellvertretender Generalstab der Armee. A 2 III b an preußisches Kriegsministerium, 1.8.1916, Ebenda. Fürsorgeverein für deutsche Rückwanderer an Preußischen Minister für Landwirtschaft, Domänen und Forsten, 26.1.1917, GStA PK I. HA, Rep.87, B Nr.9561.

⁵² Jochen Oltmer, *Migration und Politik in der Weimarer Republik*, Göttingen 2005, S.179.

⁵³ Polizeipräsident Berlin an Preußischen Minister des Innern, 2.3.1915, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226 B, Nr.1 L, Bd.2. Preußischer Minister des Innern an Polizeipräsidenten, 10.3.1915, Ebenda.

⁵⁴ Stefan Manz, *Constructing a German Diaspora: The "Greater German Empire", 1871-1914*, London 2014, S.158.

⁵⁵ Polizeipräsident Berlin an Preußischen Minister des Innern, 2.3.1915, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226 B, Nr.1 M, Bd.2.

⁵⁶ Kriminalpolizei XI. Bezirk 63. Polizeirevier, 11.12.1916, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226 B, Nr.1 M, Bd.2.

⁵⁷ Kriegsministerium an Königliche Kommandantur der Residenz Berlin, 9.2.1916, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226 B, Nr.1 M, Bd.2.

⁵⁸ Sammartino, a.a.O., S.165.

⁵⁹ ジョージ・L・モッセ『男のイメージ 男性性の創造と近代社会』作品社、2005年(原著1996年)、89-119頁。星乃治彦『男たちの帝国 ヴィルヘルム2世からナチスへ』岩波書店、2006年、82-109頁。

⁶⁰ ロバート・ジェラテリー著、根岸隆夫訳『ヒトラーを支持したドイツ国民』みすず書房、2008年(原著2001年)、166頁。

Die deutsche Einbürgerungspolitik im Ersten Weltkrieg

Naomi ITO

In den Forschungen der letzten Jahre wird diskutiert, ob die Dominanz des national-exklusiven Abstammungsprinzips eben ein traditioneller Wesenszug des deutschen Staatsangehörigkeitsrechts ist. Ein Ausländer, der im deutschen Militärdienst gestanden hatte, konnte die Einbürgerung beanspruchen. Es gab auch Spielräume für eine liberale Einbürgerungspolitik. Aber unter dem Druck antisemitischer Strömungen sollte „die Wehrgemeinschaft aus der spezifischen Homogenität einer Volksgemeinschaft, die nicht in der gemeinsamen Staatsangehörigkeit aufging“ entstehen. Wie haben antisemitische Strömungen einen Einfluss auf die Einbürgerungspolitik ausgeübt?

Vor dem Ersten Weltkrieg wurde die jüdische und slawische Bevölkerung von der Einbürgerung ausgeschlossen. Im Gegensatz zu diesen Gruppen wurden die deutschen Rückwanderer aus Russland relativ leicht eingebürgert. Während des Krieges wurde die Frage der Einbürgerung für den Antragsteller dringend. Gleichzeitig vermehrten sich die Möglichkeiten der Einbürgerung, wenn der Antragsteller als Kriegsfreiwilliger in das Heer eingetreten war.-

In diesem Artikel beschränke ich meine Analyse auf die Einwanderer aus Russland in Preußen. Besonders betrachte ich die vorgebrachten Motive der Antragsteller und das Ermessen der Verwaltungsbehörden.

Einige Juden haben ausnahmsweise eine Erlaubnis bekommen. Für die Entscheidung der Behörde war an erster Stelle das Staatsinteresse bestimmend. Die Einbürgerungspolitik im Ersten Weltkrieg darf man nicht einfach zusammenfassen, dass die Juden aus der Nation ausgeschlossen und die deutschen Rückwanderer in die Nation eingeschlossen wurden. Sowohl die Juden als auch die deutschen Rückwanderer mussten bei der Einbürgerung ihr eigenes Leben riskieren.

Während des Krieges wurden Vorteil, Gerücht und Denunziation besonders wichtig genommen. Aus Angst vor Spionage war die grassierende Denunziationsbereitschaft der deutschen Bevölkerung schon während des Ersten Weltkrieges langsam entstanden.